

令和8年度「医療型短期入所事業所開設支援事業」委託仕様書

1 事業目的

障害者の入所施設や病院からの地域移行を進め、障害者がどの地域においても安心して地域生活を送れるよう、各市町村において地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた取り組みが進められている。なかでも「緊急時の受け入れ体制の確保」が課題となっているが、とりわけ、医療的ケア児者・重症心身障害児者等、重度の障害児者の受け入れが可能な「医療型短期入所事業所」については、保護者のレスパイトの観点からも整備の推進が求められている。

現在、群馬県では、9か所の医療型短期入所事業所が指定されているが、医療型短期入所の指定要件を満たす施設（病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院）に対する制度及び指定手続に関する講習会や訪問コンサルティング等の実施により、未設置の障害保健福祉圏域にも開設され、より身近な施設で医療型短期入所が利用可能となることを目的とする。

2 事業委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 事業内容

(1) 新規開設講習

○新規参入希望のある病院等を対象に、基準・報酬・支援事例等の講習会を実施する。

ア 対象 新規に障害福祉サービス（短期入所）へ参入を検討する医療法人等（地域は問わない）

イ 講師 法令を含めた制度全般、基準・報酬説明については、県職員等を講師として差し支えない（県職員を講師とする場合の報償費は不要）。ただし、講義内容の監修は委託内容に含まれる。
支援事例発表等については医師や民間施設長が想定される。

ウ 会場 オンラインでの実施とし定員は設けない。
対面とオンラインのハイブリッド形式による実施も可能とする。

(2) 法人支援

○既存の病院や介護老人保健施設等を訪問し、管理者等に対して併設型・空床型の医療型短期入所事業の実施等を働きかけるとともに、必要に応じて収支試算の提案等を行う。

ア 地域 原則として、医療型短期入所が未設置の障害保健福祉圏域を対象とす

る。（県の承認を受けて、設置済みの障害保健福祉圏域を対象とすることも可能とする。）

- イ 規模 6 法人以上訪問すること
(指定手続・利用者受入支援も含め、あわせて 9 回以上とすること)
- ウ 対象 県内の全体的な傾向や課題を分析し、訪問先には、課題の解消に寄与する可能性の高い施設を選定すること。
- エ その他 本仕様書に記載のない範囲で助言等を行う場合（法人経営上の助言等）、自由意志に基づいて個別にコンサルティング等の契約を締結することは妨げないが、必ず本委託事業とは一線を画すとともに、委託事業として行う開拓提案は医療型短期入所事業所の開設を促すことを目的とする点に十分留意して業務を行うこと。

(3) 電話相談対応

○事業者からの相談に応じる電話番号及びメールアドレスを設け（専用回線でも可）、事業者からの相談に応じる。

4 備考

- (1) 講習会ほか、いずれの支援においても法人から料金を徴収することはしないものとする。
- (2) 事業実施にあたっては、予め実施計画書を提出し、県の承認を得るものとする。
- (3) 新規開設講習の開催にあたり、対象者に対し適切な周知を行う。ただし、発注者は可能な限り周知に協力する。
- (4) 仕様書に定めることのほか必要な事項については、県と協議の上決定する。